平成２４年（フ）第４１２号
奈良県生駒市北田原町1115―４、商業登記簿上の本店所在地大阪府豊中市宮山町１丁目４番63号
破産者　吉田産業株式会社
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第５号
福岡県久留米市上津町2065番地の１
破産者　有限会社熊谷工業
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第７８７号
北九州市戸畑区高峰２丁目14番５号
破産者　美山　　亮
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３９号
秋田県由利本荘市石脇字田尻28番地184
破産者　有限会社マツナガ電気
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２６年（フ）第５２号
茨城県結城市大字結城3764番地の３
破産者　有限会社北條製作所
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第２７号
埼玉県秩父郡皆野町大字皆野581番地３
破産者　有限会社登美商運
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第２２号
長野県松本市大字岡田下岡田506―１コーポ大木101号
破産者　株式会社コスモステクノ
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１０９号
三重県鈴鹿市平田東町９番22号　ラプランタン206
破産者　桑原　丈誌
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１１３号
三重県鈴鹿市平野町718番地の１
破産者　山上　悦子
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１１４号
三重県鈴鹿市平野町718番地の１
破産者　山上　満雄
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１１８号
三重県鈴鹿市須賀２丁目14番６号
破産者　松田　真吾
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４７号
三重県桑名市大字西方379番地
破産者　ＢＡＲＴＯＬＯ　ＪＡＰＡＮ株式会社
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第４８号
三重県桑名市大字西方379番地
破産者　山田　栄作
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第５１号
三重県桑名市太一丸15番地１　ラビデンス桑名駅東301号
破産者　山下　祐司
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１０８号
三重県四日市市川島町1029番地７
破産者　有限会社ヤマユー
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第８８１号
京都府木津川市木津川原田23番地７
破産者　田嶋美智子
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８３４号
京都市右京区太秦一ノ井町10番地の19
破産者　有限会社第一アートデザイン
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１６０号
兵庫県尼崎市武庫豊町２丁目11番３号
破産者　藤パイピングシステム株式会社
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３８号
岡山県瀬戸内市長船町福岡983番地５
破産者　藤田　進悟
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０号
岡山県瀬戸内市長船町福岡983番地５
破産者　藤田　　始
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２４号
熊本県球磨郡多良木町多良木1534番地２
破産者　たらぎインフォステーション合同会社
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続終結

平成２６年（フ）第１４号
最後の住所長野県上田市上野1929番地６
破産者　亡依田時実相続財産（開始決定時の氏名依田時実）
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所上田支部